令和８年１１月１１日

回　答　書

令和８年度地域介護予防活動支援事業「通いの場応援講座」の業務について、次のとおり回答いたします。

No.	該当資料名	頁	項番	質問内容	回答内容
1	久留米市公告第298号	2	2	(11)業務仕様書5の(2)②「通いの場や自宅で実践できる幅広い運動プログラム」について～と記載されていますが、業務仕様書5の(2)②では通いの場に関する講話(通いの場の意義やその効果について)と記載内容が異なります。 どちらが正しいのでしょうか。	業務仕様書5の(2)①「通いの場や自宅で実践できる幅広い運動プログラム」が正しい記載となります。
2	入札書			入札書に記載する金額は１会場あたりの金額を記載するのでしょうか。 または３会場の総額を記載するのでしょうか。	１会場あたりの金額の記載をお願いいたします。
3	業務仕様書	1	5	(2)④各団体の活動を称える表彰について 表彰対象となる団体(活動)は貴市が選定されるのでしょうか。 また、表彰に係る受託者の業務についてお示し下さい。	表彰対象となる団体は、講座に参加する全ての通いの場登録団体となりますので、選定は不要です。 表彰に係る業務としましては、表彰状の作成及び参加者への配布を実施していただく予定です。
4	業務仕様書	2	6	(2)賠償責任保険の内容・賠償金額について指定はございますか。	賠償責任保険の内容・金額に指定はありませんので、事業内容や規模、想定されるリスク等を踏まえ、適切な補償ができると思われる範囲の保険に加入してください。

5				自治体の会計年度任用職員として、介護予防教室等で運動指導や講座の企画を行った実績も対象となりますか。	久留米市公告第298号2の(12)に記載のとおり、過去3年以内に、他の自治体と種類及び規模をほぼ同じくする事業を実施した実績は対象となります。
6				受託者が加入する保険について、参加者の運動中の事故に備える傷害保険と、受託者の賠償責任保険の両方が必要でしょうか。	業務仕様書6の(2)に記載のとおり、賠償責任保険は受託事業者にて加入ください。 傷害保険等につきましては、必要性をご検討いただき、必要と判断される場合は加入をご検討ください。なお、こちらはあくまでも任意となります。